

第2回三重県環境審議会 環境影響評価部会 議事概要

日時：令和8年7月3日（金）10：00～11：30

場所：JA 三重ビル本館 LF 会議室

委員：（資料2 p. 6～p. 10）パブリックコメント2－1、2－2や、市町意見2にあるとおり、生物に関する意見に対しては「今後の施策の参考とさせていただく」と書かれていますが、具体的にどういった対応を想定していますか。

事務局：環境影響評価条例のみで対応していくことは難しいと考えております。今回は太陽光発電施設の設置に関して、対象規模の拡大を議論の対象としていましたが、これらの意見については、太陽光発電以外の事業を含めて検討していくものであることから、今回の議論の中では取り扱わないこととしました。今後、ホットスポット等の貴重な環境に対して、ケアできるような方策を検討していきたいと考えています。

委員：三重県として、関連部局と情報共有をしながら、課題に対して検討していくという理解で良いでしょうか。

事務局：そのように考えております。

委員：第1回目の部会で意見を挙げたとおり、森林だけに絞るというのは不適切では無いかなと思うところがあります。市民の方や自治体からも、同様の意見を言われています。（湿地等の）自然地については定義がはっきりせず、範囲が明確である森林区域を設定することですが、三重県自然環境保全条例においては、森林以外を含めた自然地が定義されており、範囲が明確ではないというのは理由にならない気がします。この森林区域について、自然地と改めて定義していくのは時間的に厳しいですが、横断条項をしっかり運用するという点は大事だと思うところ、みどり共生推進課とどのような連携をしていくのか、具体的に教えてください。

事務局：今回の改正については、森林1haというのが特徴的です。それ以外の事業であっても、20haであるところを10ha、10haであるところを5haと規模要件を1/2に下げていきます。小規模の希少地だけを抜き出して、対象とすることは難しいですが、一律的に規模要件を下げることで、希少地が含まれている事業に対して、現状よりは手当ができるものと考えております。横断条項については、引き続き厳格に運用していきます。みどり共生推進課は、環境影響評価委員会の幹事ですので、手続の中で連携して、より手当ができるように対応していきます。

委員：私が気にしているのは、横断条項が適用されないアセス対象外の事業のことです。現状、1ha以上の開発については、（自然環境保全条例の）届出をしなければならないと規定されていますが、その手続を適切に行っていない事業者が多くいると思います。そこを懸念しており、アセス対象外の1haから5ha未満の事業であっても、みどり共生推進課として手続制度を周知する、届出があった場合には厳格に調査をするよう働きかけてい

くなど、具体的なことを示してもらったほうが良いと考えます。

事務局：関係部局に対して、そういった意見がある旨はしっかりと伝えておきます。環境影響評価制度における回答として記載することは難しいと考えていますが、「今後の施策の参考とさせていただく」という中に、その意味を包含しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員：三重県自然環境保全条例においては、届出義務が規定されており、届出を行った者に対して助言や勧告ができる規定となっているにもかかわらず、それがきちっと運用されていないことかと思えます。環境影響評価制度で対応していくのは難しいと思いますが、部会やパブコメ、市町意見でも同様の意見があるため、部会報告の中で整理するのが良いかと思えます。

委員：（資料2 p.13、p.14）森林区域の定義について、①から④までの区分を挙げて頂いていますが、それぞれの関係性が分かりにくい印象を受けましたので、関係性を図示してはいかがでしょうか。他都道府県の状態を見ますと、④（国土利用計画法の森林地域）を採用している県もありますので、①と③（国有林と地域森林計画対象民有林）を採用した理由を明示すべきと考えます。また、地図上で①と③を示して頂いていますが、それぞれの区分で分けて図示されると良いかと思えます。

事務局：一度整理させていただきます。

委員：（資料3 p.2）法・条例の対象規模が図示されていますが、表現として分かりにくいほか、いつの時点のものか記載されていません。

事務局：修正させていただきます。

委員：同じ図で言えば、不必要な範囲まで図示されている点も気になります。

委員：この図は本当に必要でしょうか。限りなく0に近い面積で3万kwの出力であるなど、あり得ない範囲まで表示しており、かえって分かりにくい印象を受けます。

事務局：的確に図示できないか検討し、場合によっては図を削除します。

委員：図を残す前提でいえば、条例の本アセス、簡易アセスの区分を明示したほうが良いです。ただ、法は出力、条例は面積で要件を定めているため、同一の図に示すのは難しいかと思えます。面積と出力の関係性はどの程度あるのでしょうか。

事務局：統計上では、面積1haで出力700kw相当です。

委員：その関係性も付記しておく、参考になるかと思えます。

委員：前回の部会資料において、出力と面積の関係性を示した図があったかと思えますので、参考資料として掲載してはいかがでしょうか。規模要件の数値の根拠として、明示しておく、良いかと思えます。

事務局：掲載方法も含めて検討します。

委員：（資料3 p.5）今後の課題として、森林以外の自然地については1ha以上5ha未満

の規模が対象とならないため、生物多様性の観点からの意見が出ているのかと思いますので、面積の対象外であることを明記したほうが良いかと思います。他にも、他部局との連携に関しても記載すべきかと思います。

委員：同じところで「他法令等」と表現されていますが、ターゲットとして自然環境保全条例のことを指しているのは明らかなので、例示としてその条例は記載すべきではないでしょうか。部会としての意見のほか、パブリックコメントや市町からの意見を反映した内容になるかと思います。

事務局：極力その方向で整理させていただきます。

委員：（資料2 p. 8）市町意見に対する回答で「反映済」としているのは、今回の改正において、どこに反映されているのでしょうか。既に現行条例で反映されているということでしょうか。

事務局：環境影響評価の適用拡大と同時期に、ガイドライン改定のほか、森林法に関し事業の一体性に関する運用強化についても検討されており、今年の4月1日から、改定後のガイドラインと森林法の運用強化も既に始まっているところです。元々、現行のアセス条例においては、事業の一体性について既に整理しており、引き続き厳格な運用を行うこととしています。

委員：厳格に運用しているものの、規制逃れが常態化しているということを言われているのでしょうか。

事務局：基本的に、運用強化が始まったのはこの4月からであり、現時点でどの程度反映されたかお答えするのは難しいですが、昨年度までの状況を踏まえた意見であると思いますので、その点について気を付けながら運用していきたい。

委員：（資料2 p. 15）経過措置のところで、森林法の規定による保安林解除の申請が記載されていますが、林地開発も対象となるのでしょうか。林地開発については、公布から施行までに、ある程度の駆け込み申請が生じる気はします。

事務局：その懸念については一定あると思っており、駆け込み申請をさせない意図はありませんが、起こることを前提に考えています。簡易的環境影響評価制度を導入した時と類似した状況であるため、その事例を参考として、適切に設定していく予定です。また、条例において、申請をする前にアセス手続をしなければならない許認可等を別表3で定めており、その中に保安林解除などの規定が設けられていることから、例示として記載しています。

委員：保安林解除のみではないと思いますが、経過措置の対象となる手続を明確にしていただければ結構です。

事務局：そのようにさせていただきます。

委員：実際に運用してみた後に、改正後の条例を見直し、評価するような制度はあるのでし

ようか。

事務局：そういった制度はありませんが、今回の改正のように、その時の状況に応じて、個別に検討していくことになります。

委員：（参考資料2 p. 6）三重県の事情を踏まえた改正となりますが、他の地方公共団体の条例の規模と比較すると、今回かなり踏み込んだ内容になると実感しました。

事務局：元々、太陽光発電施設に関しては、全国的に4番目ほどに厳しい要件としていたが、三重県の状況を踏まえ、見直しに至ったものです。

委員：その点については評価します。森林以外であっても、きめ細やかに環境影響評価ができれば、より良いのではないかと思います。